

(第1面)

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 8年 4月 2日

神奈川県知事 殿



申請者 〒 265-0061
 住 所 千葉県千葉市若葉区高根町1062番地1
 千葉テクノサービス株式会社
 氏 名 代表取締役 鈴木 陽平
 電話番号 043-228-8001
 F A X 043-228-8003

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	詳細は別表のとおり。 積替・保管 なし	
事務所及び事業場の所在地	事務所 千葉県千葉市若葉区高根町1062番地1 電話番号 043-228-8001	
	(駐車場) 千葉県千葉市若葉区高根町1062番地1 ・231番地1・232番2・981番11	
事業の用に供する施設の種類及び数量	事業計画書のとおり (収集運搬車両合計 32台、運搬容器 ☒ 有・ ☐ 無)	
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	更新許可申請を受理しました。 現許可の有効期間の満了後も、本更新申請に対する処分がなされるまでは現許可は引き続きその効力を有します。 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第3項、第14条第8項、第14条の4第3項又は第14条の4第8項) 積替又は保管は行われず。 神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課 令和 8年4月 6日	
※ 事 務 処 理 欄		

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県千葉市若葉区高根町1062番地1

氏 名 千葉テクノサービス株式会社

法人にあっては名称
及び代表者の氏名

代表取締役 鈴木 陽平

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



許可の年月日 令和 3 年 7 月 1 日
(初回許可年月日 平成18年 6 月26日)
許可の有効年月日 令和 8 年 6 月25日

- 事業の範囲
(1) 事業の区分
収集・運搬（積替・保管を除く。）
(2) 特別管理産業廃棄物の種類
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、
廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）、
特定有害産業廃棄物
廃石綿等
金属等を含む特定有害産業廃棄物（別表のとおり。）
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は
保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし
- 許可の条件
なし
- 許可の更新又は変更の状況
令和 5 年 9 月13日 変更届出（変更前：鈴木 康介、変更後：鈴木 陽平）
令和 3 年 7 月 1 日 更新許可
- 積替え許可の有無 無
- 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

別表1 金属等を含む特定有害産業廃棄物

積替え保管を含まないもの

廃棄物の種類 金属等の名称	鉍 さい い	ば い じん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ	
水銀又はその化合物	○	○	△	△	○	○	○	
カドミウム又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○	
鉛又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○	
有機リン化合物	△	△	△	△	○	○	○	
六価クロム化合物	○	○	○	△	○	○	○	
砒素又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○	
シアン化合物	△	△	△	△	○	○	○	
ポリ塩化ビフェニル	△	△	△	△	-	-	-	
トリクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○	
テトラクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○	
ジクロロメタン	△	△	△	○	○	○	○	
四塩化炭素	△	△	△	○	○	○	○	
1・2-ジクロロエタン	△	△	△	○	○	○	○	
1・1-ジクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○	
シス-1・2-ジクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○	
1・1・1-トリクロロエタン	△	△	△	○	○	○	○	
1・1・2-トリクロロエタン	△	△	△	○	○	○	○	
1・3-ジクロロプロペン	△	△	△	○	○	○	○	
チウラム	△	△	△	△	○	○	○	
シマジン	△	△	△	△	○	○	○	
チオベンカルブ	△	△	△	△	○	○	○	
ベンゼン	△	△	△	○	○	○	○	
セレン又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○	
1・4-ジオキサン	△	○	△	○	○	○	○	
ダイオキシン類	△	-	-	△	-	-	-	

備考：「○」は取り扱うことのできるものを、「-」は、取り扱うことのできないものを示す。